

京都市中小企業等 物価高騰対策支援金 追加支援



物価高騰の中、事業の継続に取り組む
中小企業・個人事業者等の皆様を支援します!

対象者

令和5年4月30日までに開業し、今後も事業を継続する
意思のある京都市内の中小企業・個人事業者等の方

交付額

法 人

3万円

個人事業者

2万円

詳細はこち
ら



売上減少
要件は
設けません。

京都市中小企業等物価高騰対策支援金(令和5年3/10締切分)の交付決定を

受けられた方



新たな申請は
不要です。

受けていない方



受け取っていただくには、
申請が必要です。

受付締切

令和5年

8/10

まで

申請方法は裏面をご覧ください。

Check!



京都市中小企業等
物価高騰対策支援金事務局

050-3668-5496

(9時~17時:土日祝日除く)



不正受給は犯罪です!

事業を営んでいると偽った申請、書類の偽造等、
不正行為には厳正に対処します。

Check

京都市中小企業等物価高騰対策支援金(追加支援) 対象者判定フローチャート

京都市中小企業等物価高騰対策支援金
(令和5年3月10日締切分)の交付決定を受けた。

はい

いいえ

以下のいずれかに該当する。

- ・京都市内に本店または主たる事務所を有し、かつ、法人格を有する法人
- ・京都市内に住民票を有し、かつ、京都市内で事業を営む個人
- ・京都市内に店舗または事務所を有し、かつ、京都市内で事業を営む個人

いいえ

令和5年4月30日までに開業しており、
今後も事業を継続する意思がある。

いいえ

はい

新たに申請いただく必要はありません。

京都市中小企業等物価高騰対策支援金をお振込みした口座に、法人3万円、個人事業者2万円を追加でお支払いします。

※すでに廃業されている方や、追加支援を辞退される方は別途届出を提出いただく必要があります。

※詳しくは、京都市中小企業等物価高騰対策支援金事務局より、メールまたは郵送でお送りしている案内をご覧ください。

交付対象ではありません。

**以下の必要書類を添えて、申請書を郵送
またはWEB申請フォームにより申請ください。**

※その他、申請書の記載事項及び関係書類の内容確認のため、根拠資料を求めることがあります。

法人(会社)*の方

*会社とは、株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社を指します。

- 履歴事項全部証明書
(申請日前6月以内に取得したもの)

法人(会社以外)*の方

*収益事業を行っている法人の方のみ対象となります。

- 履歴事項全部証明書
(申請日前6月以内に取得したもの)
- 確定申告書別表1の控え
(直近事業年度分)

全区分共通

- 申請者及び相手方(取引先)が記載された取引に関する書類
(申請日前30日以内に発行された、領収書、請求書、納品書、入出金伝票又は仕切書のいずれか)
- 追加支援金支払い口座の通帳見開きページ

申請方法 申請は1者1回限りです。

申請書(※)に必要書類を添えて郵送いただくか、
WEB申請フォームの入力により申請してください。
審査のうえ、追加支援金をお支払いします。

※申請書は、HPからダウンロード可能です。区役所等にも配架しています。

HPは
こちら



郵送先

〒604-8799 中京郵便局留め
「京都市中小企業等物価高騰対策支援金」事務局
宛て

お問い合わせ

京都市中小企業等
物価高騰対策支援金事務局

050-3668-5496
(9時～17時：土日祝日除く)